



二川宿景観形成地区

工事の届出と助成金の手引き



豊橋市

◆◆ はじめに ◆◆

二川宿景観形成地区では、平成19年に二川町の方々が集まり「二川宿」まちづくり会がつくられ、伝統が息づく美しいまち並みをつくる活動がはじまりました。そして、平成20年9月には、建物などの景観形成基準をもちこんだ「二川宿まちづくり協定」が住民同士の約束事として結ばれました。

豊橋市はこの活動を支援し、協働でまちづくりに取り組むため、この協定の基準をそのまま取り入れた「二川宿景観形成地区整備計画」を策定しました。

またその後の平成22年には、二川町の取り組みをつなげていこうと大岩町東の方々が大岩町東まちづくり会を設立しました。そして翌年には二川町と同じく「大岩町東まちづくり協定」を締結しました。さらに平成27年には大岩町東に隣接する大岩町中の方々が大岩中まちづくり会を設立し、翌年に「大岩中まちづくり協定」を締結しました。市はそのつど先の整備計画を改訂し、内容を盛り込んできました。

まち並みの景観整備は一度にできるものではありませんが、ひとりひとりが、基準に沿うよう心がけることで、着実に美しく調和したものになっていきます。

市は、工事の内容が基準に沿ったものであるか確認し、助言等をおこなうとともに、他の見本となる工事に対して助成をおこなうことで、住民の方々のまちづくり活動を支援していきます。

この冊子は、工事を行う際の届出や、助成金の制度などについて説明したものです。二川宿のまち並みがよりよいものとなるよう、「二川宿景観形成地区整備計画」とあわせてご利用ください。

◆◆ 目 次 ◆◆

- 1 行為の届出 P2
- 2 助成金の制度 P5
- 3 設計・施工上の参考 P25



1 行為の届出・・・工事に際して市への届出が必要です

まちづくり景観形成地区内で工事をおこなう場合は、基準に合うよう計画し、みんなで美しいまち並みをつくりましょう。工事をおこなう場合は市への届出が必要です。

市は計画の内容が「二川宿景観形成地区整備計画」の基準に沿ったものか確認し、必要に応じて助言や指導をおこない、調和のとれたまち並みづくりを支援します。

Q1 : どんな場合に届出がいるの？

A1 : 次の工事を行う場合に、届出が必要です。

- ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更
- ④その他、助成対象となる行為（P5の別表を参照）

次の場合は、届出がいりません。

- ①軽微な維持管理行為
- ②災害のために必要な応急措置
- ③工事のための仮設建築物及び仮設工作物の設置
- ④地下に設置するもの
- ⑤除却行為（広告物及び屋外設備は除く）



Q2 : 具体的な手続きは？

A2 : 次の図書をそろえて、市（都市計画課）まで届出してください。

- ①届出書・・・「まちづくり景観形成地区内行為届出書」（P4参照）
- ②添付図書・・・位置図、配置図、平面図、立面図、現況写真
＊図面は、外観の仕上げ材料や色彩等について具体的に図示し着色してください。
- ③部数・・・・・・2部

Q3 : 届出はいつまでに出すの？

A3 : 建築確認申請などの法令上の手続きの4週間前まで（法令上の手続きのない場合は、工事着手の4週間前まで）をお願いします。

Q4 : 助成金をもらわないが、この届出は出す必要があるの？

A4 : 助成金をもらわない場合でも、届出は必要です。

届出は、まち並み全体が統一感のあるものとなるよう支援するための制度です。それぞれの工事が基準に沿ったものであるかを市が確認し、必要に応じて助言や指導をおこないます。

Q5 : 届出の内容が基準にあわない場合は、罰則はあるの？

A5 : 基準にあわせることは義務ではなく、罰則也没有ありません。ひとりひとりの心がけにより、美しいまち並みをつくることを目指しています。

整備計画の基準は、住民の方々によりまとめられた「二川宿まちづくり協定」、「大岩町東まちづくり協定」、及び「大岩中まちづくり協定」の基準と同じ内容です。ひとりひとりが基準を守り、よりよい配慮に努めることで、調和のとれた美しいまち並みをつくりましょう。

※ 別途景観法に基づく景観計画の規制がありますので、ご注意ください。



まちづくり景観形成地区内行為届出書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

豊橋市まちづくり景観条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

地 区 の 名 称									
設計者の住所氏名		(電話 — —)							
施工者の住所氏名		(電話 — —)							
行 為 の 場 所		豊橋市							
工 事 予 定 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日							
行 為 の 種 類		建築物	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更						
		工作物	新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更						
		屋外 広告物	広 告 物：表示・移転・内容変更 掲出物件：設置・改造・移転・色彩変更						
		その他							
建 築 物	主 要 用 途		階 数	地上 階	地下 階		高 さ	m	
	構 造		敷地面積	m ²	建築面積 (計画部分)	m ² m ²	延べ面積 (計画部分)	m ² m ²	
	整備計画に配慮 した 事 項								
	屋上に設置する 建 築 設 備					規模			
工 作 物	種 類					規模			
	整備計画に配慮 した 事 項								
屋 外 広 告 物	種 類					規模			
	整備計画に配慮 した 事 項								
そ の 他									
関係図書 1 位置図、配置図、平面図、立面図及び外構図 2 現況写真その他市長が必要と認める図書									

2 助成金の制度・・・他の見本となる工事に対して助成金がです

工事の内容が基準に適合し、景観形成に著しく寄与すると認められる場合は、市の予算の範囲内で、工事費の一部に助成金が出ます。

助成を受ける場合には、事前審査などの申請手続きが必要となります。

Q1：助成の対象や助成額は？

A1：次の別表のとおりです。



■ 別表 助成内容（二川宿景観形成地区）

（助成金は千円未満切り捨て）

区 分	助成対象行為及び経費の種別	助成率	助成限度額
建築物	歴史的建築物の外壁及び屋根の修繕又は復元に係る工事費	1/2以内	200 万円
	一般建築物の新築、増築、改築又は移転に係る工事のうち外壁及び屋根に係る工事費	1/2以内	200 万円
	一般建築物の外壁及び屋根の大規模な修繕、大規模な模様替又は過半にわたる色彩の変更に係る工事費	1/2以内	200 万円
工作物	庇を有する歴史的形態の門の築造又は改築に係る工事費	1/2以内	100 万円
	その他の門、塀、柵、擁壁の築造又は改築に係る工事費	1/2以内	50 万円
	屋上設備、壁面設備、地上設備の隠ぺい又は撤去等に係る工事費	1/2以内	50 万円
	まち並みを保全するために有効な防災設備の整備に係る工事費	1/2以内	50 万円
広告物	広告物の設置又は改造若しくは周辺景観と著しく不調和な広告物の撤去に係る工事費	1/2以内	50 万円
前面空間	生垣、床面等の修景整備に係る工事費	1/2以内	25 万円

- (1) 上記において、助成対象となる工事費は、市長が当該地区の整備計画等に基づき適当と認めた部分に係るものに限る。
- (2) 助成対象の範囲は、原則として、景観地区の公共空間として指定された道路、河川、文化財敷地（以下「指定公共空間」という。）から見える表構えの部分で、指定公共空間との敷地境界線から 30m 以内にあるものとする。
- (3) 角地で敷地の 1 面が指定公共空間でない道路等に沿った場合は、これらの道路等に沿った表構え（指定公共空間から見える部分に限る）で、指定公共空間との敷地境界線から 30m 以内にあるものを助成対象の範囲に含める。

- (4)この表にて歴史的建築物とは、整備計画に示す「歴史的な建築物の基準」の様式を有する昭和 20 年以前に建築された建築物及びその他これらに類するもので市長が重要と認める建築物をいう。
- (5)この表にて一般建築物とは、歴史的建築物以外の建築物をいう。
- (6)歴史的建築物と一般建築物が同一敷地に併存する場合は、それぞれが別敷地にあるものとして本表を適用する。また、歴史的建築物は、棟ごとに本表を適用する。
- (7)助成対象行為の種別が2種類以上あり、それぞれの助成金の合計額が 200 万円を超えるときは、200 万円を限度とする。
- (8)助成金を受けた者が、当該助成対象行為の完了した以後において当該助成対象となった建築物等と同一となる又はこれらを一体として使用する建築物等(歴史的建築物は棟ごとで区切る)において、新たに助成対象行為を行う場合の助成金の額は、200 万円から既に受けた助成金を控除した額を限度とする。
- (9)助成対象とする工事費は、材料費及びこれを施工するために要する労務費をいう。足場等の仮設費や元請業者の諸経費は助成対象に含まない。
- (10)外壁には、格子及び格子状の建具等を含む。

Q2 : 助成を受けるための条件は？

A2 : 下記の条件があります。

- ①「二川宿景観形成地区整備計画」の基準に適合し、景観形成に著しく寄与し他の見本となるものであること。
*詳しくは、「助成の範囲と基準」(p8～)をご覧ください。
- ②建築基準法などの関係法令を遵守すること。
- ③申請者が市税の滞納をしていないこと。

Q3 : 助成の期限はあるの？

A3 : 令和9年(2027年)3月末までです。 (市の整備計画の最終改訂時から10年間と期限を定めています。)

上記期限までに、市へ「助成対象審査申出書」を提出し、助成対象審査結果の通知を受けたものに限りです。
まちづくり景観形成地区内の全区域が上記の期限となります。

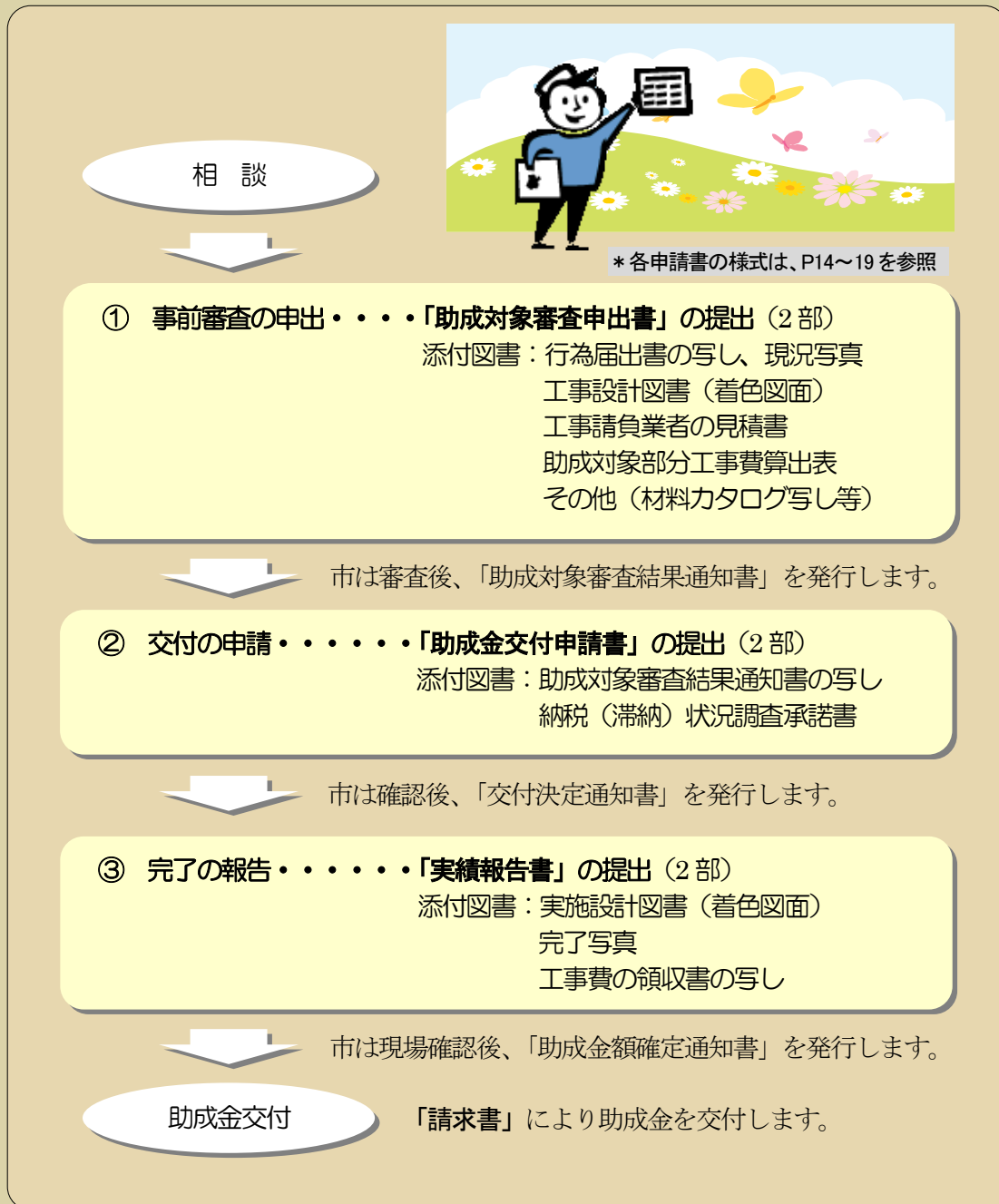
Q4 : 助成金をもらった場合、何か縛りはあるの？

A4 : 市長の承認を受けないで、助成の目的に反した行為(取り壊し、大幅な変更など)を行わないでください。ただし、10年間を経過した場合はこの限りではありません。



Q5 : どんな手続きがいるの？

A5 : 工事の着手前から完了まで次の手続きが必要です。



* 「助成対象審査申出書」は助成対象部分の工事着手前に提出し、審査結果の通知を受けてから着手してください。

* 当初の申請から工事の内容を変更する場合は、事前に手続きが必要となります。

* 「助成金交付申請書」は市長が通知した期間内に提出してください。

* 「実績報告書」は工事完了（交付申請が工事完了後の場合は交付決定をした日）から30日以内に提出してください。なお、年度末に工事完了する場合は3月31日までに提出してください。

◆ 助成の範囲と基準

Q1 : 助成の対象とする敷地の範囲は？

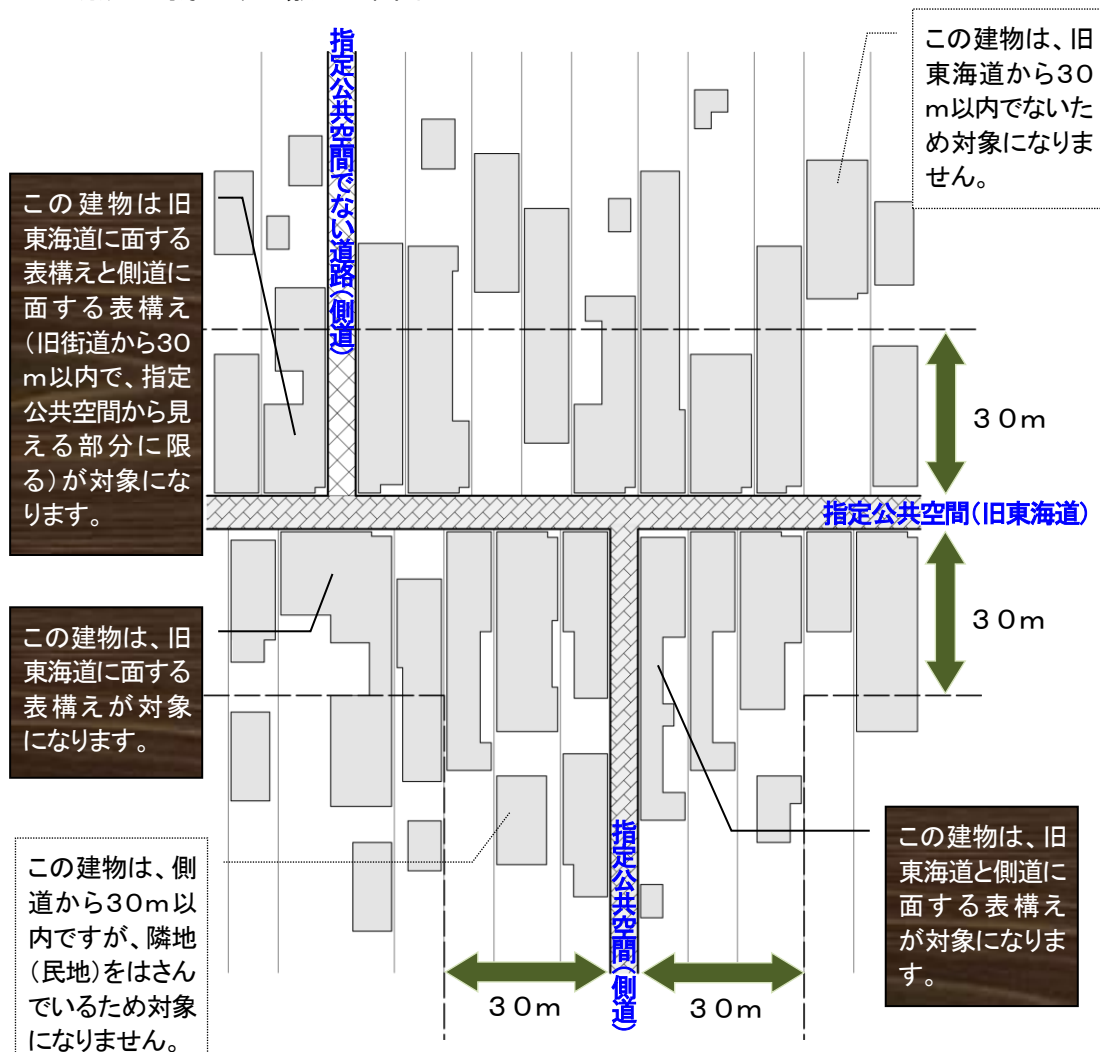
A1 : 原則として、まちづくり景観形成地区の公共空間として指定された道路、河川、文化財敷地（以下「指定公共空間」という。）から見える表構えの部分で、指定公共空間との敷地境界線から30m以内を対象の範囲とします。

Q2 : 角地で敷地の1面が指定公共空間でない道路等に接する場合の扱いは？

A2 : 指定公共空間でない道路等（公道、公共水路、公園、歴史的に重要な社寺の参道等で幅が2m以上のもの）に沿った場合は、これらの道路等に沿った表構え（指定公共空間から見える部分に限る）で、指定公共空間との敷地境界線から30m以内を対象の範囲に含めます。

なお、指定公共空間に接していない敷地にあるものや隣地（民地）をはさんでいるものは対象になりません。

■ 助成の対象とする敷地の範囲



Q3 : 別表の区分にある「歴史的建築物」とは、どんなもの？

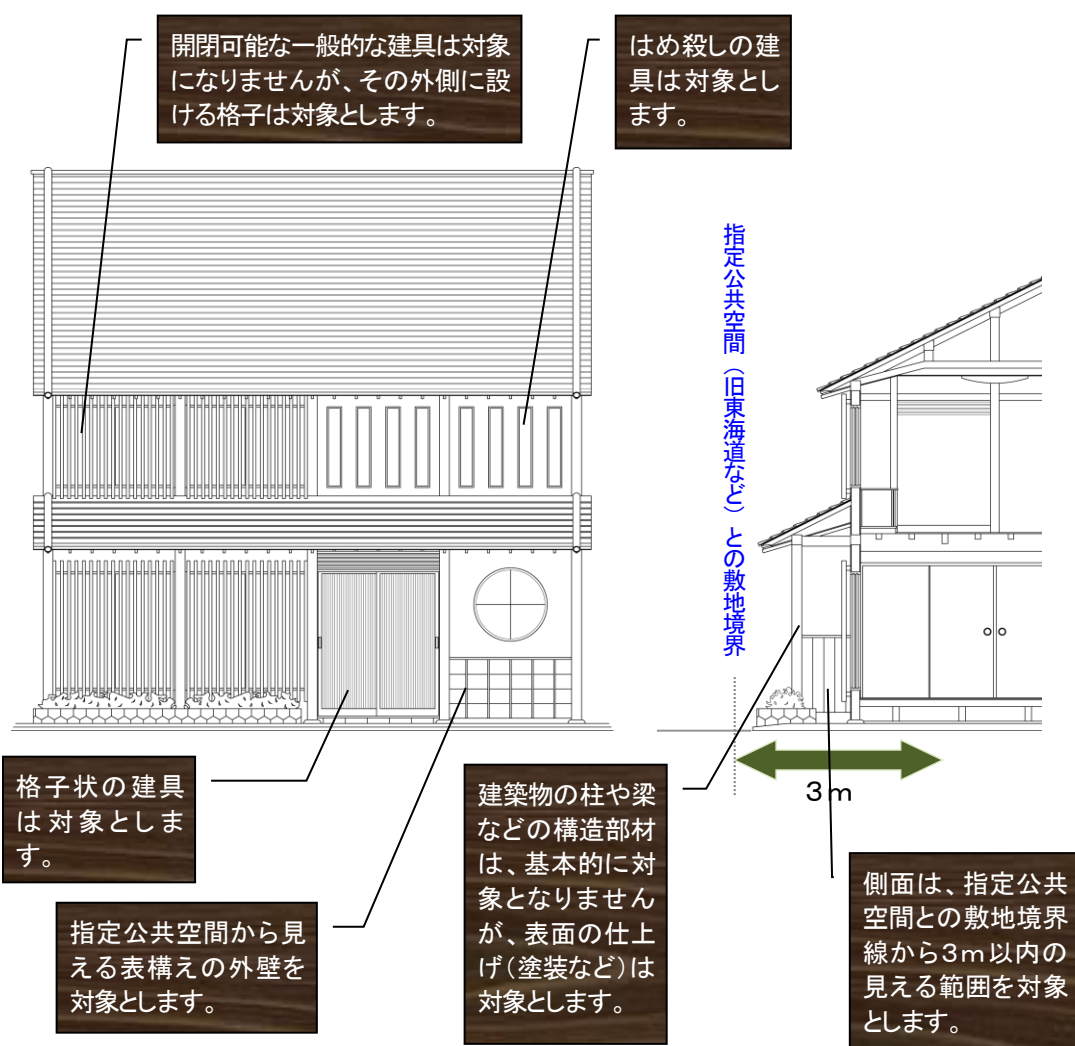
A3 : 整備計画の「表2 歴史的な建築物の基準」の様式を有するもので、昭和20年以前に建築されたものを基本とします。

Q4 : 「外壁」は、どの部分まで助成対象になるの？

A4 : 「外壁」の助成対象範囲は、指定公共空間から見える表構えとします。側面は指定公共空間との敷地境界線から基本的に3m以内の見える範囲を対象とします。

「外壁」には、仕上げ材料及びこれを必要な部分に緊結するための下地材料（胴縁、防湿シート等）、取り合い金物を含みます。
また、建具の外側等に設ける格子、格子状の建具、木製大戸（面的に板がはめ込まれた戸）、はめ殺し建具は助成対象とします。なお、開閉可能な一般的な建具やシャッターは助成対象としません。

■ 助成の対象とする「外壁」の部分



Q5 : 「屋根」は、どの部分まで助成対象になるの？

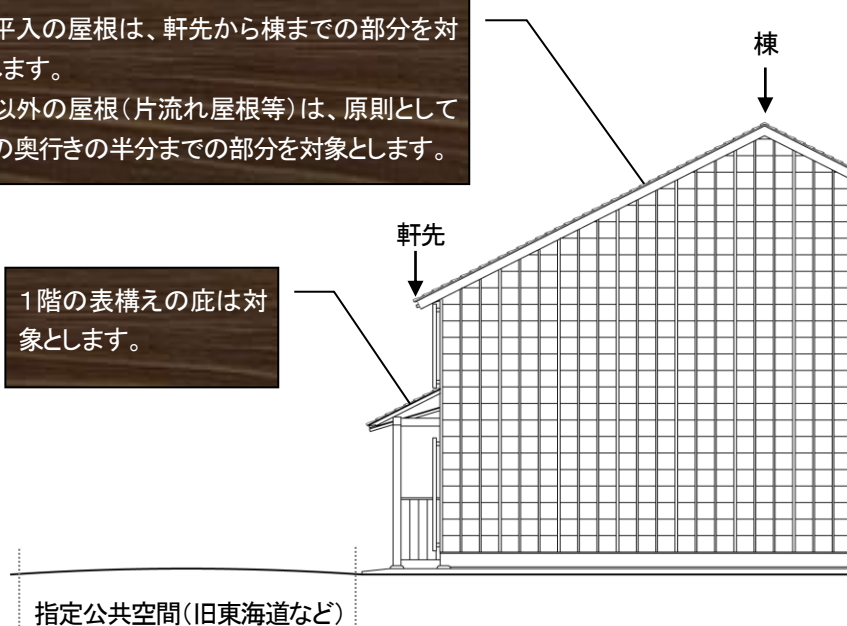
A5 : 「切妻平入りの屋根」は、軒先から棟までの部分を助成対象とします。
「切妻以外の屋根（片流れ屋根等）」は、原則として屋根の奥行きの半分までの部分を助成対象とします。

「屋根」には、仕上げ材料及びこれを必要な部分に緊結するための下地材料（垂木、野地板、防水シート等）、鼻隠し、破風板、軒裏、水切り等の取り付け金物を含みます。なお、樋は含みません。

■ 助成の対象とする「屋根」の部分

切妻平入の屋根は、軒先から棟までの部分を対象とします。
切妻以外の屋根（片流れ屋根等）は、原則として屋根の奥行きの半分までの部分を対象とします。

1階の表構えの底は対象とします。



Q6 : 歴史的建築物の修繕等は、どこまで基準を満たせば助成対象になるの？

A6 : 原則として、整備計画の「表2 歴史的な建築物の基準」のすべての基準に適合する場合に助成対象とします。なお、修繕や復元は、小規模なものでも助成対象としますが、撤去費は助成対象となりません。



Q7 : 一般建築物の新築等はどこまで基準を満たせば助成対象になるの？

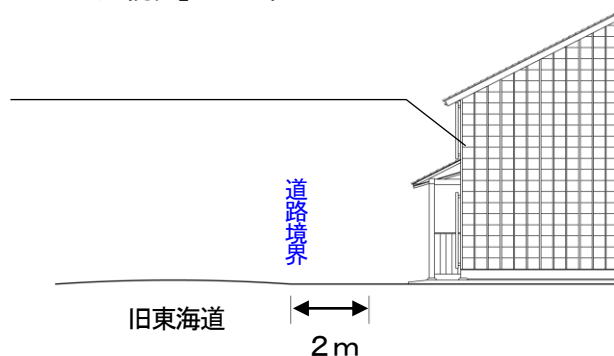
A7 : 新築、増築、改築、移転の場合は、原則として、整備計画の表1（伝統様式で建築する場合は表2も含む）のすべての基準に適合するものを助成対象とします。ただし、既存建築物への一部増築の場合は、既存部分の外観を含めて表1の基準に沿って現状より大きく景観向上させる場合に助成対象とします。
工事部分の色彩は、推奨色であるものに限ります。

Q8 : 助成対象になるための「まち並みの連続性」の基準は？

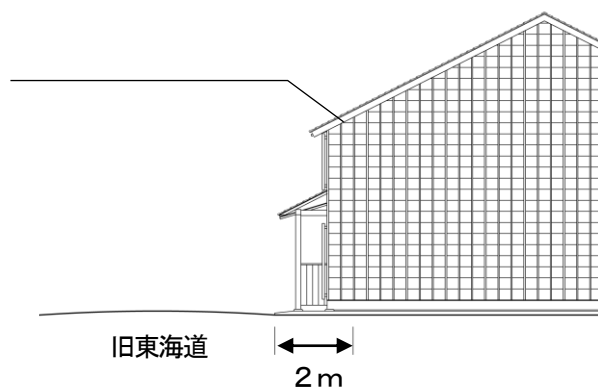
A8 : 新築等で、表1の「まち並み」の基準に適合させる条件がある場合は、建築物の表構えの軒先又は壁面（これに代わる柱を含む。）が旧東海道との道路境界線から概ね2m以内に設けられているか、道路境界線から概ね2m以内に門、塀、生垣等が設けられているものを助成対象とします。

■ 助成対象とする「まち並みの連続性」の基準

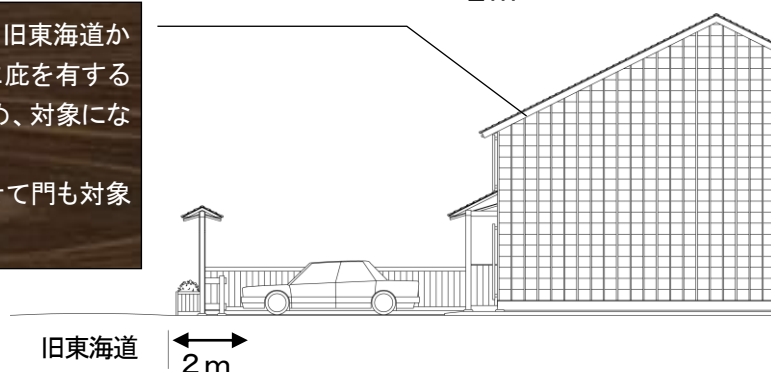
この建物は、旧東海道から軒先などが2m以内でないため、対象になりません。



この建物は、旧東海道から軒先などが2m以内にあるため、対象になります。



この建物は、旧東海道から2m以内に庇を有する門があるため、対象になります。
また、あわせて門も対象になります。



Q 9 : 一般建築物の大規模な修繕等は、どこまで基準を満たせば助成対象になるの？

A 9 : 大規模な修繕、大規模な模様替、過半にわたる色彩の変更とは、現状で見える範囲の外壁又は屋根の過半の修繕等をおこなうものをいいます。

原則として、既存建築物の外観を表 1 の基準に沿って現状より大きく景観向上させる場合（工事部分の色彩は推奨色のものに限る）に助成対象とします。

例：切妻屋根だが旧東海道に向けて屋根が傾斜していない既存建築物について、道路から見える外壁を基準に沿ったものに模様替する場合

過半にわたる色彩の変更は、色彩基準に適合しないものを適合するものに変更する場合や、色彩基準に適合しているがより望ましい色彩に変更する場合を助成対象とします。

修繕等に伴う撤去費は助成対象となりせん。

Q 10 : 工作物は、どこまで基準を満たせば助成対象になるの？

A 10 : 原則として、表 1 の「まち並み」、「門・塀」、「設備」の基準に適合するもの（色彩は推奨色のものに限る）を助成対象とします。庇を有する歴史的形態の門は、道路境界線から概ね 2 m 以内に設けられ、まち並みの連続性を確保するために有効な形態の庇があるものとします。

工作物は、指定公共空間から見える外装材（側面は、指定公共空間との敷地境界線から 3 m 以内に限る）及び自立するために必要な基礎や柱等の構造体、格子状の戸、木製大戸を助成対象とします。

ブロック塀、ネットフェンス、一般的な金属フェンスは、助成対象としません。

Q 11 : 防災設備とは、どんなものが助成対象になるの？

A 11 : 原則として表 1 の「設備」の基準に適合するもので、消火設備（建築物等に固定されたものとし、移動が容易なものは除く）、防火水槽、消火栓等、災害時にまち並みの延焼等を防止するために有効な屋外に設置されるものを助成対象とします。

Q 12 : 広告物は、どんなものが助成対象になるの？

A 12 : 原則として、表 1 の「広告物」の基準に適合するもので、庇上に設置する伝統的な形態の木製看板、木彫りの壁面看板等、歴史的なまち並みの魅力を特に向上させるものを助成対象とします。のぼり旗、立て看板、のれん、トタン看板等は助成対象としません。

Q13 : 前面空間は、どんなものが助成対象になるの？

A13 : 原則として、表1の「建物の前面空間」の基準に適合するもので、歴史的なまち並みの魅力を特に向上させる下記のものを助成対象とします。

生 垣 : まち並みの連続性に寄与するもので、高さが概ね 1.2m以上で歴史的なまち並みに調和する樹種とし、道路等に沿って連続して植えるもの

床面等 : 表1の「まち並み」の基準に適合する建築物又は門・塀の前面空間（道路境界線から2m以内に限る）を、石張りとするものや和風の仕上げ材を埋め込むもの



(様式第1)

まちづくり景観形成整備事業助成対象審査申出書

年 月 日

豊橋市長

様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

(電話 ー)

豊橋市まちづくり景観形成整備事業助成金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて助成対象行為の審査の申し出をします。

整備事業の概要	まちづくり景観形成地区	地区
	景観整備助成の場所	豊橋市
	助成対象物の区分	
	助成経費の種別	
	総事業費	
	助成対象の総事業費	
	工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	1 工事設計図書 2 工事見積書 3 その他市長が必要と認めるもの	

まちづくり景観形成整備事業 助成対象部分工事費算出表

(単位：円)

[illegible]

*この様式は、「助成対象審査申出書」の添付図書として利用してください。

- ・「数量」は、別途、図面に算定のもととなる数値を記載し、合計の計算根拠を示してください。
- ・「単価」は、工事請負業者の見積書の単価(材料費、施工費)を記入してください。
- ・足場などの仮設費や元請業者の諸経費は助成の対象になりません。なお、消費税は対象になります。
- ・工事全体の総事業費がわかるよう、別途、工事請負業者の見積書を添付してください。
- ・工事請負業者の見積書で値引きのある場合は、値引率を反映し作成してください。

まちづくり景観形成整備事業助成金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

(電話 ー)

豊橋市まちづくり景観形成整備事業助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて助成金を申請します。

1 助成金申請額 _____ 円

整 備 事 業 の 概 要	まちづくり景観形成地区	地区
	景 観 整 備 助 成 の 場 所	豊橋市
	助 成 対 象 物 の 区 分	
	助 成 経 費 の 種 別	
	総 事 業 費	
	助 成 対 象 の 総 事 業 費	
	工 事 (予 定) 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
添 付 書 類	1 納税(滞納)状況調査承諾書 2 その他市長が必要と認めるもの	

年 月 日

豊橋市長 様

住所

氏名

納 税 （ 滞 納 ） 状 況 調 査 承 諾 書

私は、豊橋市まちづくり景観形成整備事業助成金を申請するにあたって、納税〈滞納〉状況を調査されることを承諾いたします。

記

1. 調査項目 市県民税、固定資産税、その他市税

以上

まちづくり景観形成整備事業実績報告書

年 月 日

豊橋市長

様

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

(電話 ー)

豊橋市まちづくり景観形成整備事業助成金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり
関係書類を添えて報告します。

1 助成金交付額 _____ 円

整 備 事 業 の 概 要	指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令 第 号
	まちづくり景観形成地区		地区	
	景観整備助成の場所		豊橋市	
	助成対象物の区分			
	助成経費の種別			
	総 事 業 費			
	助成対象の総事業費			
	工 事 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
添 付 書 類	1 実施設計図書 2 完了写真 3 工事費の領収書の写し 4 その他市長が必要と認めるもの			

請 求 書

豊橋市長

様

住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

(電話)

下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、まちづくり景観形成整備事業助成金

2 請求年月日 年 月 日

<参考> 豊橋市まちづくり景観形成整備事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市まちづくり景観条例(令和3年豊橋市条例第16号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき、豊橋市が行うまちづくり景観形成整備事業助成金(以下「助成金」という。)の交付について、その必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物及び広告物以外の人工的に造られた物件をいう。
- (3) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれらを掲出する物件をいう。
- (4) 大規模な修繕 まちづくり景観形成地区(以下「景観形成地区」という。)の区域内の公共空間から現状で見える範囲の外壁又は屋根の過半の修繕をいう。
- (5) 大規模な模様替 景観形成地区内の公共空間から現状で見える範囲の外壁又は屋根の過半の模様替をいう。
- (6) 過半にわたる色彩の変更 景観形成地区内の公共空間から現状で見える範囲の外壁又は屋根の過半の色彩の変更をいう。

(助成対象)

第3条 市長は、条例第22条の規定に基づく届出をした者が、その届出に係る行為が当該地区の整備計画に適合し、かつ、届出に係る行為のうちで景観形成に著しく寄与すると認められる行為(以下「助成対象行為」という。)を行うときは、助成対象行為の実施に必要な経費(以下「助成対象経費」という。)に対して、予算の範囲内で助成金を交付することができる。ただし、市税を滞納しているとき及び同一の助成対象行為により豊橋市が定めた他の補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、この要綱に基づく助成対象外とする。

- 2 前項の助成対象行為は、助成対象審査により適合とされたものとする。
- 3 助成対象行為、助成対象経費の種別及び助成率並びに助成限度額(以下「助成内容」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 4 特に歴史的景観特性を有する二川宿景観形成地区の助成内容は、前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げるとおりとする。

(審査の申出)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、当該地区に係る条例第21条第1項の規定による整備計画の策定の日属する年度の翌年度から起算して10年以内にまちづくり景観形成整備事業助成対象審査申出書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、助成対象行為に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 工事設計図書
- (2) 工事見積書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前項の添付書類は、事業の内容により全部又は一部を省略することができる。

(審査の実施)

第5条 前条第1項の申出があったときは、市長は速やかに審査を行うものとする。

(審査結果の通知)

第6条 市長は、前条により審査を行ったときは、まちづくり景観形成整備事業助成対象審査結果通知書(様式第2)により、速やかに審査の申出をした者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条により適合の通知を受領した者が助成金の交付を受けようとするときは、まちづくり景

観形成整備事業助成金交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 納税(滞納)状況調査承諾書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の添付書類は、事業の内容により全部又は一部を省略することができる。
(交付決定)

第8条 市長は、まちづくり景観形成整備事業助成金交付申請書を受領したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、助成金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、まちづくり景観形成整備事業助成金交付決定通知書（様式第4）により、助成金の交付申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付をしない旨の決定をしたときは、まちづくり景観形成整備事業助成金不交付決定通知書（様式第5）により、不交付の理由を示して助成金の交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 助成金の交付申請をした者が、前条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知があった日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業内容の変更等)

第10条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、当該決定にかかる助成対象行為の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 助成事業者が、当該決定にかかる助成対象行為を中止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(行為遅延の報告)

第11条 助成事業者は、助成対象行為が予定期間内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び遂行状況を記載した報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 助成事業者は、助成対象行為の完了後、市長が定める期間内に、まちづくり景観形成整備事業実績報告書（様式第6）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施設計図書
- (2) 完了写真
- (3) 工事費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(助成金の交付)

第13条 助成金は、助成対象行為の完了確認後に交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(検査等)

第14条 市長は、助成事業者に対し、助成対象行為に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(額の確定)

第15条 市長は、実績報告書に基づき、助成対象行為の内容を審査し、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額の確定を行うとともにまちづくり景観形成整備事業助成金額確定通知書（様式第7）により助成事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は助成金の交付決定時に付した条件に違反したとき。

(2) 助成金を助成対象行為以外の用途に使用したとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関して不正行為があったとき。

2 前項の規定による取消しをしたときは、速やかに交付申請をした者にその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第17条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 助成事業者は、当該助成対象行為により取得し、又は効用の増加した建築物等を、市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は大幅な変更を加えてはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を基準に、助成金の交付の目的及び当該建築物等の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときはこの限りでない。

2 助成事業者が、前項の承認を得て助成対象となった建築物等を処分したときは、市長はその交付した助成金のうち、市長が相当とする額を納付させることができる。

(遅延利息)

第19条 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(書類の整理、保存)

第20条 助成事業者は、助成対象行為に係る書類等を整理し、これを5年間保存しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日において、改正後の第4条第1項に規定する審査の申出期間が残り3年に満たない景観形成地区については、同項の規定にかかわらず、平成17年度までを当該申請期間とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 助成内容

(助成金は千円未満切り捨て)

区 分	助成対象行為及び経費の種別	助成率	助成限度額
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る工事のうち外壁に係る工事費	1/2 以内	200 万円
	建築物の外壁の大規模な修繕、大規模な模様替又は過半にわたる色彩の変更に係る工事費	1/2 以内	200 万円
工作物	屋上設備、壁面設備、地上設備の隠ぺい又は撤去等に係る工事費	1/2 以内	50 万円
	門、塀、柵、擁壁の築造又は改築に係る工事費	1/2 以内	50 万円
広告物	周辺景観と著しく不調和な広告物の撤去又は改造に係る工事費	1/2 以内	50 万円

- (1) 上記において、助成対象となる工事費は、市長が当該地区の整備計画等に基づき適当と認めた部分に係るものに限る。
- (2) 助成対象の範囲は、原則として景観形成地区に指定されたまち通りと平行に見える部分（垂直投影面積）とする。
- (3) 助成対象行為の種別が2種類以上あり、それぞれの助成金の合計額が200万円を超えるときは、200万円を限度とする。
- (4) 助成金を受けた者が、当該助成対象行為の完了した以後において当該助成対象となった建築物等と同一となる又はこれらを一体として使用する建築物等において、新たに助成対象行為を行う場合の助成金の額は、200万円から既に受けた助成金を控除した額を限度とする。
- (5) 助成対象とする工事費は、材料費及びこれを施工するために要する労務費をいう。足場等の仮設費や元請業者の諸経費は助成対象に含まない。

別表第2 助成内容（二川宿景観形成地区）

（助成金は千円未満切り捨て）

区 分	助成対象行為及び経費の種別	助成率	助成限度額
建築物	歴史的建築物の外壁及び屋根の修繕又は復元に係る工事費	1／2 以内	200 万円
	一般建築物の新築、増築、改築又は移転に係る工事のうち外壁及び屋根に係る工事費	1／2 以内	200 万円
	一般建築物の外壁及び屋根の大規模な修繕、大規模な模様替又は過半にわたる色彩の変更に係る工事費	1／2 以内	200 万円
工作物	庇を有する歴史的形態の門の築造又は改築に係る工事費	1／2 以内	100 万円
	その他の門、塀、柵、擁壁の築造又は改築に係る工事費	1／2 以内	50 万円
	屋上設備、壁面設備、地上設備の隠ぺい又は撤去等に係る工事費	1／2 以内	50 万円
	まち並みを保全するために有効な防災設備の整備に係る工事費	1／2 以内	50 万円
広告物	広告物の設置又は改造若しくは周辺景観と著しく不調和な広告物の撤去に係る工事費	1／2 以内	50 万円
前面空間	生垣、床面等の修景整備に係る工事費	1／2 以内	25 万円

- （1）上記において、助成対象となる工事費は、市長が当該地区の整備計画等に基づき適当と認めた部分に係るものに限る。
- （2）助成対象の範囲は、原則として、景観形成地区の公共空間として指定された道路、河川、文化財敷地（以下「指定公共空間」という。）から見える表構えの部分で、指定公共空間との敷地境界線から 30m 以内にあるものとする。
- （3）角地で敷地の 1 面が指定公共空間でない道路等に沿った場合は、これらの道路等に沿った表構え（指定公共空間から見える部分に限る）で、指定公共空間との敷地境界線から 30m 以内にあるものを助成対象の範囲に含める。
- （4）この表にて歴史的建築物とは、整備計画に示す「歴史的な建築物の基準」の様式を有する昭和 20 年以前に建築された建築物及びその他これらに類するもので市長が重要と認める建築物をいう。
- （5）この表にて一般建築物とは、歴史的建築物以外の建築物をいう。
- （6）歴史的建築物と一般建築物が同一敷地に併存する場合は、それぞれが別敷地にあるものとして本表を適用する。また、歴史的建築物は、棟ごとに本表を適用する。
- （7）助成対象行為の種別が 2 種類以上あり、それぞれの助成金の合計額が 200 万円を超えるときは、200 万円を限度とする。
- （8）助成金を受けた者が、当該助成対象行為の完了した以後において当該助成対象となった建築物等と同一となる又はこれらを一体として使用する建築物等（歴史的建築物は棟ごとで区切る）において、新たに助成対象行為を行う場合の助成金の額は、200 万円から既に受けた助成金を控除した額を限度とする。
- （9）助成対象とする工事費は、材料費及びこれを施工するために要する労務費をいう。足場等の仮設費や元請業者の諸経費は助成対象に含まない。
- （10）外壁には、格子及び格子状の建具等を含む。

3 設計・施工上の参考・・・建築基準法上の注意点など

二川宿景観形成地区は、区域の大半が「準防火地域」に指定されていますので、設計や施工の際には、下記の点にご注意ください。

- 防火・準防火地域以外の地域では、10㎡以内の増築は建築確認申請が不要ですが、準防火地域内では、小さな増築等でも建築確認申請が必要です。

門や庇の設置でも、床面積や建築面積が発生するものは、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。

- 建築物の開口部（窓や出入口など）で、延焼のおそれのある部分（隣地境界線や道路中心線などから、1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下の距離にある部分）に設けるものは、「防火戸」にする必要があります。

防火戸は金属製のものが一般的に使用されてきましたが、最近では、木製の防火戸も製品化されています。

なお、開口部を防火上有効なそで壁や塀でさえぎる方法もあります。

- 建築物の外壁や軒裏で延焼のおそれのある部分に設けるものは、通常より高い防火性能が要求されます。近年、町家などの伝統的な木造住宅の防火性能が詳しく研究され、準防火地域でも下地の工夫や厚みの確保など一定の条件を満たせば、木材を外装材に使用できるようになりました（詳しくは、建築基準法の告示に示されています）。

また、このような部分に使用できる木製の外装材も製品化されています。

- 本助成金は、所得税法上「一時所得」としてみなされる場合がありますので、税務署にてご確認ください。

- まちづくり景観形成地区の制度に関するお問合せは「豊橋市都市計画部都市計画課 景観グループ」まで

電 話 : 0532-51-2615

F A X : 0532-56-5108

E m a i l : toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp

発行：平成21年4月
改訂：平成23年12月
平成28年11月
令和元年5月
令和3年4月